



県章



平成29年
2月3日(金)
第9472号

目次

ページ

告示

- 道路の区域変更(道路管理課) 2
- 同 2
- 道路の供用開始(同) 3
- 同 3
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定(同) 4

公告

- 土地改良区連合役員の就退任の届出(農村整備課) 4
- 開発工事の完了(建築課) 5

病院事業告示

- 群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示の一部改正(総務課) 6

入札公告

- 一般競争入札の実施(県央第一水道事務所) 6

■ 告 示

◎群馬県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	松井田中宿線	安中市松井田町松井田字塔の上299番の1地先から同市同字同297番の1地先まで	前	10.2～12.9	57.2
			後	12.9～19.0	57.2

◎群馬県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋箕郷線	高崎市金古町801番の1地先から同市足門町1415番の1地先まで	前	6.5～8.1	202.2
			後	8.0～11.8	202.2
		高崎市箕郷町生原1741番の5地先から同市同1115番の4地先まで	前	7.2～8.5	508.8
			後	8.4～17.6	508.8
	高崎渋川線	高崎市あら町2番の2地先から同市同43番の4地先まで	前	20.0～24.0	45.0
			後	20.0～37.0	45.0
		高崎市大橋町114番の7地先から同市同20番の1地先まで	前	13.1～25.0	190.7
			後	15.4～29.0	190.7
		高崎市大八木町2113番の3地先から同市同590番の1地先まで	前	10.8～10.9	36.6
			後	10.8～13.1	36.6
高崎市棟高町130番の2地先から同市同145番の1地先まで	前	8.5～9.6	30.6		

			後	8.5~11.2	30.6
		高崎市金古町544番の1地先から同市同554番の1地先まで	前	8.2~8.8	88.2
			後	8.2~11.3	88.2
		高崎市金古町2442番の2地先から前橋市清野町128番の3地先まで	前	8.9~9.0	5.4
			後	8.9~9.7	5.4

◎群馬県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

群馬県知事 大澤正明

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	前橋箕郷線	高崎市金古町801番の1地先から同市足門町1415番の1地先まで	平成29年2月3日
		高崎市箕郷町生原1741番の5地先から同市同1115番の4地先まで	
	高崎渋川線	高崎市あら町2番の2地先から同市同43番の4地先まで	
		高崎市大橋町114番の7地先から同市同20番の1地先まで	
		高崎市大八木町2113番の3地先から同市同590番の1地先まで	
		高崎市棟高町130番の2地先から同市同145番の1地先まで	
		高崎市金古町544番の1地先から同市同554番の1地先まで	
		高崎市金古町2442番の2地先から前橋市清野町128番の3地先まで	

◎群馬県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	292号	吾妻郡草津町大字草津字新田町39番の5地先から同郡同町大字同字同39番の13地先まで	平成29年2月3日

◎群馬県告示第38号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成29年2月3日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間
県道	前橋大間々桐生線	前橋市城東町二丁目4番の1地先から同市三俣町一丁目50番の1地先までの上下線
	前橋箕郷線	前橋市国領町二丁目200番の14地先から同市岩神町三丁目972番の36地先までの上下線

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区連合役員の就退任の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成29年2月3日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区連合名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
渡良瀬川下流	理 事	新 任	中里芳一	館林市田谷町1179番地
	同	同	二ノ宮行雄	邑楽郡板倉町大字海老瀬6441番地の17
	同	同	荒山江知郎	同 同 大字板倉1709番地の1

	同	同	中里則親	同 同 同 1908番地
	同	退任	稲葉浅光	館林市大島町5153番地の1
	同	同	松本憲美	邑楽郡板倉町大字除川1140番地の1
	同	同	小野久雄	同 同 大字海老瀬2421番地の5
	同	同	真下明夫	同 同 大字板倉1727番地
	監事	新任	荒井敏	同 同 大字大荷場748番地
	同	退任	高際良一	同 同 大字粕谷2102番地

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成29年2月3日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字川井1670-1、1670-3、1671の一部	大阪市北区芝田二丁目8番11号 明治大和倉庫株式会社 代表取締役 保田知利
2	佐波郡玉村町大字上新田字大道南458-1、458-4	佐波郡玉村町大字下新田593番2 株式会社四つ葉企画 代表取締役 久水陽介
3	富岡市神成字丸井戸540-1、540-7、541-1、542-1、542-2、542-3、544-1、545-1、546、550、551、552、553、554、555、556、557、558、559、560、561-1、561-2、562-1、562-2、562-3、562-4、562-5、562-6、562-8、563、564、565、566、567、568、569、570、571、544-1地先道路、545-1地先水路、552地先道路、554地先水路、555地先道路、557地先水路、558地先水路、559地先道路、560地先水路、565地先道路、570地先道路、550地先水路の一部、551地先道路の一部、553地先水路の一部、567地先水路の一部、571地先道路の一部、南蛇井字北原103、104-7	富岡市南蛇井51番地1 オリヒロモアゼリア株式会社 代表取締役 鶴田正貴
4	邑楽郡邑楽町大字鶉字頼母子673、674-1、674-2	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田貴司
5	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1456-12	邑楽郡邑楽町大字狸塚1456番地1 グローバル203 猪野木竜也、猪野木千尋
6	みどり市大間々町大間々383-1、383-2、	石川県白山市松本町2512番地

	383-4、383-8	株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲
7	みどり市大間々町大間々585-4、586-1、587-1、588-3	みどり市大間々町大間々258-1 有限会社文化舎東毛 代表取締役 西條俊幸
8	邑楽郡大泉町北小泉一丁目1060-1	邑楽郡大泉町城之内四丁目8-25 ベルコリーヌ城之内C棟202号 小島智幸、小島絢子
9	利根郡みなかみ町真庭字天水309-1、310-1、311-1、312-1、312-3、313-2、314-2、314-5、315-1、315-3、315-4、315-5、316-1、317-1、318-2	利根郡みなかみ町真庭316番地 医療法人パテラ会 理事長 櫻井明

■ 病院事業告示

◎病院事業告示第1号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示（平成25年群馬県病院事業告示第3号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月3日

群馬県知事 大澤 正 明

表県立心臓血管センターの部人間ドックの項中「64,800円」を「65,800円」に、「58,300円」を「59,400円」に、「15,100円」を「18,300円」に、「27,000円」を「30,200円」に改める。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成29年2月3日

群馬県県央第一水道事務所長 小板橋 章 彦

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 水道用ポリ塩化アルミニウム（単価契約） 年間予定調達数量 1,000,000kg
- (2) 調達件名の品質及び規格 水道用ポリ塩化アルミニウム（単価契約）調達仕様書による。
- (3) 履行期間 平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで
- (4) 履行場所 群馬県県央第一水道事務所（群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場411番地1）
- (5) 契約方法 単価契約

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定によ

り作成された平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成29年2月24日（金）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年3月9日（木）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県県央第一水道事務所へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項又は群馬県企業局財務規程（昭和39年群馬県企業管理規程第5号。以下「規程」という。）第132条の3第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 資格者名簿において、営業品目に薬品があり、格付がA等級の者であること。
- (7) 購入物品について、仕様書記載の規格に適合した物品及び数量を指定する日時及び場所に確実に納入できる者であること。
- (8) 日本国内において、同種の納入実績があること。
- (9) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-3504 群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場411番地1 群馬県県央第一水道事務所管理係（担当者名 上村） 電話0279-54-8464
- (2) 入札説明書の交付方法 原則としてぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 平成29年2月3日（金）から同月16日（木）までの日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成29年2月27日（月）までに競争入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成29年2月16日（木）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「水道用ポリ塩化アルミニウム（単価契約）入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (5) 入札の日時及び場所 平成29年3月23日（木）午前10時 群馬県県央第一水道事務所 2階会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月22日（水）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県県央第一水道事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「水道用ポリ塩化アルミニウム（単価契約）入札

書在中」と朱書きすること。)

なお、入札書には、1kg当たりの単価(小数点以下第1位までとする。)を記載すること。また、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に上記1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、規程第132条の16の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号及び規程第132条の34の2各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規程第132条の9に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) 契約の確定 平成29年度群馬県水道事業会計予算が可決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。また、当該入札の落札決定の効果は、平成29年4月1日に平成29年度予算発効時において効力を生じ、契約の締結は同日とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Akihiko Koitabashi, Office Director, Kenoudaiichi Water Supply Office, Gunma Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required: Poly aluminium chloride for drinking water treatment: 1,000,000 kg/year

(3) Period of Use: From April 1, 2017 to March 31, 2018

(4) Delivery place: Kenoudaiichi Water Supply Office

(5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: February 16, 2017 at 5:00 p.m.

(6) Time-limit for tender: March 23, 2017 at 10:00 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than March 22, 2017 at 4:00 p.m.)

(7) Method of bidding: Described the unit price of KG per at bidding documents

(8) Contact point for the notice: Administration Section, Kenoudaiichi Water Supply Office, Gunma Prefectural Government, 411-1 Hirobaba, Shintou-mura, Kitagunma-gun, Gunma-ken, 370-3504, Japan, TEL 0279-54-8464(Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
